

協働による里山再生事業費補助金交付要綱

制定 令和5年8月17日第202300118361号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、協働による里山再生事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域住民と地元の森林・林業に精通した団体等の協働した里山林整備を推進することで、里山林の公益的機能の向上や県民の森林を守り育てる意識の醸成につながることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センター）の長（以下「地方事務所の長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応

する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第速やかに、様式第3号により地方事務所の長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、地方事務所の長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(提出書類の部数等)

第8条 規則及びこの要綱の規定により地方事務所の長に提出する書類は1部とする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月17日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	(1) 県内の集落等が里山整備構想に基づき、地域住民以外の団体等と協働で行う森林整備 (2) (1)により整備した森林又は整備により得られた森林資源を活用して行う森林体験学習等
2 事業実施主体	集落周辺の荒廃した里山林の公益的機能の向上に意欲的な集落、自治会、町内会等の市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織
3 補助対象経費	講師謝金、講師旅費、消耗品費、資機材購入費、委託費、通信運搬費、使用料及び賃借料、傷害保険料 各経費の詳細は別紙のとおりとする。
4 補助率	10/10 (200万円を上限とする)
5 重要な変更	(1) 補助金の増 (2) 補助金の30%を超える減

注1：森林体験学習等は、補助金総額のおおむね2割を上限とする。

注2：補助金の額は3欄に掲げる補助対象経費に4欄の補助率を乗じて得た額から本補助金に伴う収入を控除した額。

補助対象経費の詳細について

1 講師謝金

- ・森林体験学習等において指導的役割を担う講師（講師補助を含む。）への謝金とする。
- ・原則として講師は事業実施主体以外の者とし、謝金の金額は6千円／1人・1時間以内とする。

2 講師旅費

- ・原則として実費とし、公共交通機関の料金又は距離等の根拠を明確にして算定すること。

3 消耗品費

- ・用紙等のロット単位で販売する消耗品は、販売ロット単位で購入することができるものとする。

4 資機材購入費

- ・補助金総額のおおむね2割を上限とする。
- ・予定価格が5万円以上のものは1者以上、20万円以上のものは2者以上から見積書を徴収するなどし、適正な単価とすること。
- ・使用頻度が低く、リースする方が購入するより安価な場合はリースとし、使用料及び賃借料とすること。
- ・刈払機やチェーンソー等使用頻度が高い場合は購入できるものとする。

5 委託費

- ・専門知識・技術を要する業務や危険を伴う作業について、専門業者等への委託費を補助対象とする。
- ・委託費については、県内事業者が発注するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

6 通信運搬費

- ・参加者募集や講師依頼のための郵便料等は補助対象とする。ただし、経常的な経費や経常的な経費と事業に係る支出が明確に区分できない経費は補助対象外とする。

7 使用料及び賃借料

- ・予定価格が5万円以上のものは1者以上、20万円以上のものは2者以上から見積書を徴収するなどし、適正な単価とすること。
- ・事業実施主体が所有する機器、施設等を使用する場合は補助対象外とする。

8 傷害保険料

- ・本事業の実施（森林体験学習等の実施や事前準備等）に係るものに限り補助対象とし、団体等が他の活動を含めて加入する傷害保険等は対象外とする。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度協働による里山再生事業費計画(報告)書及び収支予算（決算）書

1 事業目的・効果

2 事業計画（実績）の内容

別添事業計画（実績）一覧のとおり

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	精算額	増減額	備考
県補助金				
自己資金				
その他				
計				

注1：その他の欄には参加費・負担金・他の補助金などがあれば、内訳を記載すること。

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	精算額	増減額	備考
計				

注1：備考欄に予算額（精算額）の積算根拠を記載すること

4 事業完了(予定)年月日

年 月 日

5 他の補助金の活用の有無

活用の有無	1 有	2 無
補助金名		
事業内容		
問合せ先	部署名・団体名	電話番号

注1：他の補助金の活用の有無について、該当する番号を丸で囲むこと。

注2：「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

6 消費税の取り扱い

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 一般課税事業者 |
| 2 | 簡易課税事業者 |
| 3 | 免税事業者 |
| 4 | 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 |
| 5 | 地方公共団体 |
| 6 | 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者 |

注1：該当する番号を丸で囲むこと

事業計画（実績）一覧

(1) 森林整備

整備内容	整備実施者	整備箇所	事業量	事業費 (円)	負担区分		備考
					県 (円)	その他 (円)	
計							

注1：交付申請には里山整備構想を添付すること。

注2：整備箇所を示した位置図を添付すること。

注3：事業量には、面積(ha)、延長(m)等を記載すること。

注4：事業費の積算根拠資料（見積書等）を添付すること。

注5：実績報告には写真を添付すること。

(2) 森林体験学習等

事業内容						
実施日		実施場所		参加人数(人)		
事業費(円)			補助金額(円)			

注1：実績報告には写真（準備や活動中の写真3～4枚程度）や広報資料等を添付すること。

様

職 氏 名

年度協働による里山再生事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった協働による里山再生事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「協働による里山再生事業」とし、その内容は、・・・・・・・・・・
・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・
・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、協働による里山再生事業費補助金交付要綱（令和5年8月17日付第202300118361号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

地方事務所の長 様

所在地
名称
代表者

年度協働による里山再生事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった協働による里山再生事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | | |
|------------------------------------|---|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | , | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | , | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | , | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | , | 円 |

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第3号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税 仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分	非課税 仕入れ	合計
経費 の内 訳						
	合計					

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法